

発議第 4 号

志摩市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び志摩市議会会議規則第
14条の規定により提出します。

令和 2年 6月23日 提出

志摩市議會議長 濱 口 三 代 和 様

提出者 志摩市議會議員

中村 和晃



賛成者

志摩市議會議員

谷口 寛



志摩市議會議員

山下 弘



令和 2年 6月23日 可決

志摩市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改
正する条例

志摩市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成16年志摩
市条例第47号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 3 議長、副議長及び議員の議員報酬の額は、令和2年7月1日から令和2年9
月30日までの間、第1条の規定にかかわらず、同条各号に規定する額から、
その額の100分の30に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

志摩市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成16年志摩市条例第47号)新旧対照表

	現行	改正後(案)
附 則	附 則	附 則
1・2 略	1・2 略 3 議長、副議長及び議員の議員報酬の額は、令和2年7月1日から令和2年9月30日までの間、第1条の規定にかかわらず、同条各号に規定する額から、その額の100分の30に相当する額を減じた額とする。	